

# 板橋区立文化会館の休業日における利用に関する要綱

(平成 22 年 5 月 26 日区長決定)

(令和元年 5 月 17 日一部改正)

## (目的)

第 1 条 この要綱は、より多くの区民に舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、芸術文化関係者等に練習、発表、交流等の場を提供し、鑑賞者及び芸術文化活動に参加・参画する区民の裾野を広げるため、東京都板橋区立文化会館条例（昭和 57 年板橋区条例第 27 号。以下「条例」という。）第 3 条ただし書及び第 4 条第 3 項前段の規定に基づき、東京都板橋区立文化会館（以下「会館」という。）に係る休業日（年末年始）の利用についての取扱いを定めるものとする。

## (利用することができる施設)

- 第 2 条 条例第 3 条ただし書の規定に基づいて会館の休業日に利用することができる施設は大ホール（舞台面のみを利用を除く。）とし、その利用区分は全日とする。ただし、希望する者は、これに付随して条例別表 1 の表に掲げる大ホール以外の施設を条例別表 1 の表に定める各利用区分にしたがって利用することができる。
- 前項の利用に継続する休業日に引き続き大ホールを利用する場合における利用可能な利用区分は、前項の規定にかかわらず条例別表 1 の表に掲げる各利用区分とする。
  - 休業日における減額又は免除による施設利用は不可とする。ただし、板橋区及び公益財団法人板橋区文化・国際交流財団が利用する場合は、この限りでない。
  - 休業日の利用に関する申込みの受付日は、利用日の 1 年前の月（12 月）における初日とする。

## (時間外利用)

- 第 3 条 前条の規定による利用の場合において、条例第 4 条第 3 項前段の規定に基づき、会館の利用時間を超えて施設を利用（以下「時間外利用」という。）する場合における当該利用が可能な時間帯は、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 利用可能な団体及び利用目的は次の表のとおりとする。

利用することができる団体	利用目的
板橋区	行政目的のために利用する場合
公益財団法人 板橋区文化・国際交流財団	定款に定める設立目的に係る事業を行う場合

指定管理者	文化会館条例第2条第2項により事業を行おうとする場合
-------	----------------------------

3 時間外利用における大ホール以外の施設の利用は不可とする。

(担当)

第4条 この要綱に関する事務は、区民文化部文化・国際交流課が担当する。

(委任)

第5条 この要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定めのあるもののほか、区民文化部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。